

平成27年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次	1
第1号(10月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	6
27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情 (総務常任委員長報告)	
○報告第12号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告 について	7
○議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について	8
○発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 の提出について	13
○閉議	14
○署名	15

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 10 月会議

1. 請願・陳情等の審査報告
 - 27 陳情第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
2. 報告第 12 号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
3. 議案第 73 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について
4. 発議案第 18 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

平成27年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

平成27年10月30日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情等の審査報告
- 27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 第 4 報告第12号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 第 5 議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 6 発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

14番 小川文子議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
道路都市課長	菅原弘範君	教育長	越秀敏君
学務課長	立花常喜君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、14番、小川文子議員は、裁判員制度の出席のために欠席する旨の通告がありました。ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。
これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

当職からの報告は、お手元に配付した報告書のとおりであります。ご覧を願います。
次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によりまして

13番 川 村 よし子 議員

15番 藤 原 由 巳 議員

16番 藤 原 義 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月29日開催の議会運営委員会で決定

されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 異議なしと認めます。

よって、10月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 請願・陳情の審査報告

27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

(総務常任委員長報告)

○議長(廣田光男議員) 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

藤原由巳総務常任委員長。

(総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇)

○総務常任委員長(藤原由巳議員) それでは、審査の報告を行います。

平成27年10月30日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長、藤原由巳。

陳情審査報告書。本委員会が平成27年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情。陳情者、仙台市青葉区一番町一丁目17番24号高裁前ビル2階B型肝炎被害対策東北弁護士、団長、鹿又喜治。

2、委員会開催年月日。平成27年9月28日月曜日。

3、出席委員。藤原由巳、小川文子、廣田清実、山崎道夫、長谷川和男、廣田光男。

4、審査経過。平成27年9月28日午前9時25分開会、委員長挨拶の後、27陳情第2号について提出された資料に基づき慎重審議した。我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝

固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」及び「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっているなどを含めて協議した結果、採択すべきとの結論に至った。

5、審査結果。委員長を除く5名の委員による表決の結果、27陳情第2号は採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情についてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情に賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、27陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情については、採択とすることに決定しました。

日程第4 報告第12号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第12号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第12号 自動車破損事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

発生した事故は、場所は矢巾町大字南矢幅第14地割地内町道赤林南矢幅線で道路維持作業員が草刈りの作業を行っていたところ、飛び石によって当該町道走行中の車両の後部ガラスを破損した車両破損事故であります。相手方の主な車両破損状況は、後部ガラスが全損状態であります。車両破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、全て本町の過失との保険会社の査定から、相手方の車両修理代金及び代車レンタル代等総額10万9,883円を支払うものであります。草刈りなど道路維持作業については、周辺的安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいる所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき行ったものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第12号を終わります。

日程第5 議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、13款国庫支出金に子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、19款諸収入に地域総合整備資金貸付金元金収入及び総合賠償補償保険金を増額補正とするものであります。

次に、歳出については、2款総務費の一般管理事業及び財政調整基金積立事業、3款民生費の子育て世帯臨時特例給付金給付事業、10款教育費の中学校管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,133万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,301万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順にご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額351万3,000円、節に参りまして児童福祉費補助金同額、説明欄のとおりでございますが、昨年度、26年度、27年度と子育て世帯臨時給付金を行っておりますが、27年度当初予算計上する際の人数よりも支給人数が増となっていることに伴いまして歳入の増を見込んでおります。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入771万2,000円、節に参りまして貸付金元利収入同額、説明欄のとおりでございますが、これにつきましては、土橋にごigsawすシェーンハイムやはばが平成28年4月1日をもちましてコココーラの健康保険組合から新たに法人を設立いたしまして運営を法人の運営とするということに伴いまして、矢巾町を通して貸し付けを行っておりますが、その償還をするということで収入を見込んでいるものでございます。4項雑入、1目雑入10万9,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄のとおりでございますが、これは先ほど専決処分の報告をいたしました自動車の破損事故によります保険金の収入を見込んでおります。

13ページをお開きを願います。歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万円、節に参りまして補償、補填及び賠償金同額、説明欄のとおりでございます。こ

これは、先ほど歳入で見込んでおりました自動車の破損事故の歳出ということになります。8目財政調整基金費794万2,000円、節に参りまして積立金同額、説明欄のとおりでございます。なお、794万2,000円を積み立てまして、積み立て後の金額が13億635万円となります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費247万2,000円、節に参りまして負担金補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。これは、歳入で見込んでおりました子育て世帯臨時給付金の支給の分ということになります。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費81万円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございますが、これは矢巾北中学校のチャイムが故障をいたしておりまして、その復旧工事ということになります。

ページを返していただきまして14ページ、12款公債費、1項公債費、1目元金ゼロでございます。これは財源更正でございます。

以上をもちまして議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

1点目は、ページ数で13ページの一般管理費の補償のことですけれども、ここ10年ほどの中で道路整備についての保険で賄う事故とか、そういうのはどのくらいあったのか。毎年こういう事故というのは、今回は作業中の事故ですけれども、あるのですけれども、どのくらいあるのかが1点目。

それから、2点目は、作業の時間帯もあったと思うのですけれども、その作業時間がどの時間帯で、どういうお仕事をされていた方なのか。そのところで町道の整備の町民要望が100件以上もあるのですけれども、その道路の一部なのかどうか。

そして、町道整備に対しての道路都市課に対して要望があるのですけれども、駅前の区画

整理事業の中で道路整備の段差が目立つと、私は矢巾1区に住んでいるので考えているのですけれども、その事故が今まで事故あったところがそのまま学習されないで同じような高さになっている部分、特に区画整理課の前の道路、そういう状況ですので、そこはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

項目としまして2点ということで細かく言えば3点ほどご質問あったわけでございますけれども、1点目と2点目、私のほうからお答えしたいと思います。

まず1点目ですけれども、10年ほどの間、道路の関係でどのくらいの、補償なり、賠償が発生しているかということですが、正しい現在資料、持ち合わせはございませんけれども、大体年にしまして1件ほど、年間1件ぐらいの割合で道路穴ぼこ事故というのがまず発生してございまして、額につきましては、ほぼタイヤ損傷の部分が大半でございまして、額につきましては、報告等で報告しているわけでございますけれども、大体2万円から6万円ほどの補償という形の関係がここ1年、年間にしますと1件ほど各年に出ているというふうな状況でございます。

それから、今回の部分の作業事故の関係でございまして、2点目でございまして、今回の作業事故につきましては、草刈り、いわゆる道路穴ぼこ等の事故ではなく、草刈り作業員が草を、道路端でございまして。具体的には、ここの町の公民館の西側といいますか、草生えている場所でございまして、こちら作業している事故ということで発生時間につきましては、平成27年9月28日、午後2時30分、事故が発生したというふうな状況でございます。

1点目と2点目は、以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたしたいと思います。

駅前の区画整理の部分でございまして、直接の担当課ではございませんが、基本的なことを言わせてもらいますと、いわゆる車道と歩道の部分は若干段差をつけているのは、そのとおりでございます。これは、やはり歩道に段差をつけることによって人を事故から守るというのもひとつ観点にはあるのかなと思っております。使いづらいということもあるのかもしれませんが、やはり人命を考えた場合に、平であれば、やっぱりそのまま車が車道から歩道のほうに突っ込まれるということもあることも想定されますので、今道路整備につきまして

は、基本的な形、特に県道、大きなところにつきましては、歩道部分につきましては、段差をつけたような形が一般的な整備方法という形になっておりますので、いずれご理解をいただければと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　少しお待ちください。川村よし子議員にお話しします。これは補正予算の質疑でございますので、意見、要望等は、他の機会を捉えてお話しをいただきたいと思っております。3点目については、そういうことですが、許しましたけれども、そういうことです。他に質問ありますか、関連ありますか。よし子議員、いいですね。

それでは、他に質疑ございませんか。7番、昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　歳入の民生費、子育て世帯が351万3,000円ですけれども、歳出のところの給付の額と違うのですけれども、その差はどのようなので出ているのかということと、あとどのくらい世帯、臨時給付金増、何人くらいの増を見込んでいるのかお知らせください。

○議長（廣田光男議員）　川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

臨時福祉給付金、子育て世帯の臨時給付金の歳入歳出の差ということでございますが、歳入につきましては、既に給付している、当初予定していた金額以上に給付している部分がございます。その分の既に歳入を見込ませていただいております。歳出につきましては、今後この給付につきましては、10月から給付をしておるわけですが、それ以降に給付する人数ということで歳出のほうは見込ませていただいております観点から歳入と歳出の差が出てくるということでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

また、今度見込んでおります人数分ですが、当初見込んでおりましたのが3,009人分見込んでおまして、総体で今度総人数といたしましては、4,180人分見込ませていただいております。その差が現在出ている金額の差ということで、これにつきましては、昨年度から先ほど申し上げましたが、子育て世帯等の給付金行っておりますが、昨年度の制度と今年度の制度の違いが出てきておまして、その観点から当初の人数を見込む部分がちょっとこちらのほうで少なく見込んでしまったというようなことでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) それでは、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第73号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を
求める意見書の提出について

○議長(廣田光男議員) 日程第6、発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

15番、藤原由巳議員。

(15番 藤原由巳議員 登壇)

○15番(藤原由巳議員) それでは、意見書の提案理由の説明を申し上げます。

お手元の資料と先ほど審査報告書の内容に尽きるわけですが、お手元の資料の下のほうを朗読して意見書の説明とさせていただきたいというふうに思います。

下のほうからでございますが、肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障がい者福祉法上の肝機能障害による身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成27年10月30日、内閣総理大臣、安倍晋三殿。内閣官房長官、菅義偉殿。厚生労働大臣、塩崎恭久殿。岩手県紫波郡矢巾町議会議長、廣田光男。

以上で説明を終わります。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第18号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。大変ご苦勞さまでございました。

午前10時39分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員